



# 北海道における美しい景観形成の 推進を目指して

## 第2回北海道景観行政団体等連携会議の開催結果

北海道開発局事業振興部都市住宅課

北海道における良好な景観形成をより一層推進するためには、道内において景観形成を先導している景観行政団体が密に連携し、道内における景観形成の先進的な取組について学び、他地域の景観づくりの参考としていくこと、さらには、景観法及び関連制度の長所を最大限活用した景観施策を効率的・効果的に展開していくことが重要です。

このようなことから、北海道開発局と北海道では、道内の景観行政団体に呼びかけ、昨年5月に景観行政団体等連携会議を設置し、本年7月12日に第2回の連携会議を開催しました。開催にあたっては、連携会議の構成員以外の市町村にも参加を呼びかけ、計27市町村の参加がありました。以下、第2回連携会議の開催結果について紹介します。

### 1 国土交通省からの情報提供

#### (1) 広域景観への取組状況等

##### 景観法に関する最近の動向等

景観行政団体とは、景観計画の策定や、景観重要建造物・樹木の指定などの景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことで、都道府県、政令市、中核市の法定景観行政団体と、都道府県知事の同意を得たその他市区町村があります。

平成23年6月1日現在、景観行政団体は全国で508団体、景観計画策定団体は300団体となっています。

##### 広域景観への取組状況

景観法では、基礎自治体を景観行政の実施主体としていますが、国土交通省では、行政界を超えて形成される広域的な景観について、昨年度から調査検討を行っています。昨年度実施した全地方公共団体を対象にしたアンケートの結果から、主なものについて紹介します。



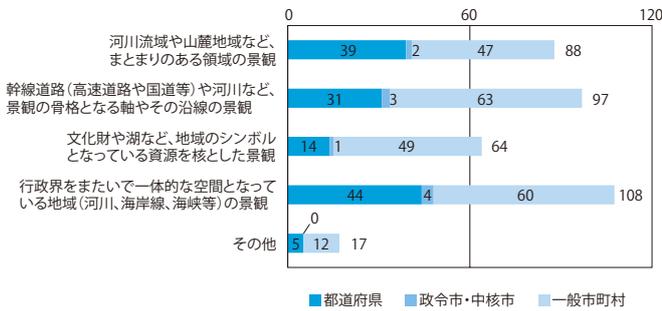
林 直人 氏  
国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室課長補佐

• 広域景観に取り組んでいる自治体

都道府県で62%、市町村で6%でした。市町村の割合が少ないですが、都道府県と一緒に取り組んでいる、主体的な取り組みがない場合には、「取り組んでいない」と回答したケースもあるものと考えられます。

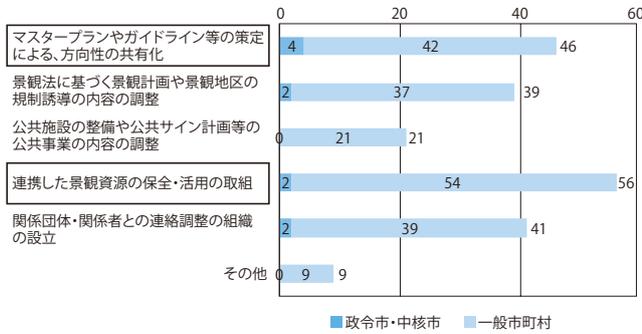
• 広域景観の特徴

「行政界をまたいで一体的な空間となっている地域（河川、海岸線、海峡等）の景観」を、広域で共有資源として活用している事例が最も多いです。



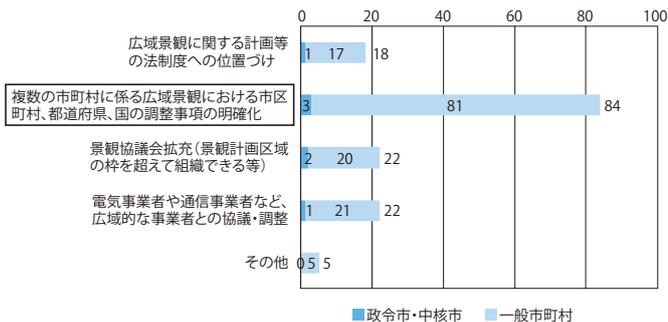
• 広域景観に関する取組内容（市町村からの回答）

「連携した景観資源の保全・活用の取組」や「マスタープランやガイドライン等の策定による、方向性の共有化」が多いです。



• 広域景観への取組上必要なこと（市町村からの回答）

「複数の市町村に係る広域景観における市区町村、都道府県、国の調整事項の明確化」が最も多いです。



(2) シーニックバイウェイ北海道の取組状況

シーニックバイウェイ北海道とは

シーニックバイウェイ北海道は、みちをきっかけに地域住民の方々と行政が連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、「美しい景観づくり」「魅力ある観光空間づくり」「活力ある地域づくり」を図る取組です。



種蔵 史典氏  
北海道開発局建設部道路計画課開発専門官

道外から来られる観光客の方は、景観を楽しむことを目的にしている

人が多く、そういった美しい景観を保全し、また改善することにより、観光産業をはじめとする地域産業の活性化につながるものと考えています。

平成23年6月現在では、九つの指定ルートと三つの候補ルートが認定（9月現在、11の指定ルートと一つの候補ルート）されており、NPOや商工会の方々など約350の団体が参加しています。また、指定ルートでは、ルート内の市町村や国・北海道の出先機関などでルート運営行政連絡会議が構成されており、各ルートの活動を支援していただいているところです。

シーニックバイウェイ北海道の活動事例

• 既存の景観を改善・保全する取組

シーニックバイウェイ北海道では、既存の美しい景観を改善、保全する取組を行っており、例えば、地域の沿道景観を美しくするための清掃活動も全道各地で行われています。また、行政と住民等の協働による道路景観診断や、案内看板の集約、使用されていない看板の撤去等が行われています。

• 視点場探し・視点場づくりの取組

シーニックバイウェイ北海道では、北海道の美しい景観を楽しんでもらうため、あまり知られていない視点場を探したり、整えたりする活動も全道各地で行われています。例えば、南十勝夢街道の共栄牧場（幕別町）では、高台にある東屋の周辺に、期間限定（今年度は、7月2日～9月25日の毎週土・日の10～15時。



シーニックカフェ

雨天時を除く)のシーニックカフェが設置されており、南北に伸びる日高山脈、広大な農村風景を望むことができます。

・ **新たな景観を生み出す取組**

シーニックバイウェイ北海道では、新たな景観を生み出す工夫も行われています。例えば、冬の新たな景観を生み出す取組として、あかりで雪の道をつなぎ幻想的な美しい空間を創出する「シーニックナイト」(支笏湖洞爺ニセコルート)や、雪を使って芸術的な景観づくりを行う「ウィンターサーカス」(大雪・富良野ルート)などが行われています。また、新千歳空港や稚内空港などの周辺では、沿道に植えられた花が、空からの観光客を出迎えています。



シーニックナイト



ウィンターサーカス

2 北海道庁からの情報提供

北海道景観づくりサポート企業登録制度

北海道では、特別な予算を使うことなく政策課題の解決や道民サービスの向上を図ろうとする取組を「赤レンガ・チャレンジ事業」とネーミングして推進しています。北海道景観づくりサポート企業登録制度も、この赤レンガ・チャレンジ事業として創設した取組です。



小川 泰子 氏  
北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ主任

北海道景観づくりサポート企業登録制度は、本年度4月1日より受付を開始しています。良好な景観に配慮した取組、良好な景観への配慮に優れた製品開発、良好な景観形成に役立つ事業に自ら取り組む又は支援する法人や個人を幅広く登録対象としています。

北海道は、①道のホームページ等で企業名や取組内容等を紹介するほか、登録企業に対し、②景観関連の情報提供、③登録企業が従業員のために開催する研修等に職員を講師として派遣、④ロゴマークの提供により支援を行っていきます。活用しやすい制度にしたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひします。

**北海道景観づくりサポート企業登録制度**

**北海道景観づくりサポート企業を募集しています！**

北海道では、地域の景観づくりの活動に取り組んでいる企業を登録し、道のホームページ等でその取組をPRするなど支援を行う制度を創設しました。

**■登録対象企業**  
道内に事業所があり、道内において事業活動を行う法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)  
※社、個人企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO法人など

**■登録料**  
無料

**企業の取組**

次の分類のうち、2つ以上に取り組む。

- (1) 花や樹木を育てる活動
- (2) 景観資源の維持保全活動
- (3) 景観スポットの維持保全活動
- (4) 景観を楽しむ機会の充実
- (5) 地域の質を高めるための取組
- (6) 景観に配慮した独自の取組
- (7) 良好な景観づくりの普及啓発、支援

**北海道の支援**

- (1) 登録企業の景観づくりに関する取組を北海道が所管するホームページ等に掲載
- (2) 景観づくりに関わる情報提供
- (3) 登録企業が従業員のために開催する講習会に講師を派遣
- (4) ロゴマークの提供  
※ロゴマークについては、7月にデザインを決定予定。

**お問い合わせ先・登録申請書提出窓口**

北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観グループ 主任(登録)  
〒060-8500 札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111(内線29-820)

※登録申請書は、下記の道のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/231/060/0800/011-231-4111/011-231-4111-0200.pdf>

### 3 道内景観行政団体からの取組事例紹介

#### (1) 函館市における景観行政の取組

函館は、安政6年(1859年)、今から152年前に、長崎、横浜とともに、わが国最初の国際貿易港として開港し、いち早く諸外国の文化に触れ、特有の歴史的文化的景観を有している街です。



長谷部 毅 氏  
函館市都市建設部都市  
デザイン課主査

函館の歴史的景観は、西部地区に見られるように、函館山の麓の傾斜地が大火対策で造られた広幅員の街路で区切られ、その中に、洋風建築や和風建築のほか和洋折衷様式の様々なデザインの歴史的な建築物が建ち並び、それらが融合した独特のものとなっています。

こうした景観は、昭和50年代に入ると歴史的建造物の老朽化等を理由に取り壊しが進むことで失われつつあったことから、市民から町並み保存の気運が高まり、函館市も景観条例制定に向けて動き出しました。

歴史的景観の保全に向けた具体的な取組としては、昭和57年から58年の西部地区の伝統的建造物群についての調査を足掛かりに、昭和63年に「函館市西部地区歴史的景観条例」を、平成7年には「函館市都市景観条例」を制定しました。そして、わが国で初めての景観に関する総合的な法律である景観法が平成16年に施行されたことにより、函館市景観条例は平成20年3月に自主条例から景観法に基づく条例に改正し、景観計画を同年10月に策定しました。

これら景観保全に関する取組としては、平成元年度から景観形成指定建築物等や伝統的建造物の外観の修理に対する助成や、空き家となった歴史的建造物を復元する「西部地区空き家再生事業」、一定規模の建物を計画する際の「景観アドバイザーによる事前相談制度」を行っています。

函館市の景観行政における今後の課題については、次の三つが挙げられます。

一つ目は、後継者対策であり、指定建築物の所有者

の高齢化に伴い、次世代にわたって指定建築物を引き継いでいくための施策が必要であると考えています。

二つ目は、防火対策です。西部地区は木造家屋が多く、歴史的建造物は築後80年以上を経過しており、現在の防火に関する規定を満足している建物は少なく、また、地域全体でも、空き家、空き地が多くなっていることから、火災に対する備えが必要となってきました。

三つ目は、観光開発対策です。西部地区は町屋を中心とした住宅地ですから、生活の場として、歴史・文化を保全・継承していかなければなりません。その一方で、魅力ある歴史的景観は観光資源にもなっており、観光客による騒音やプライバシーの侵害のほか、土産物店などの進出による地域の商業化などにより、住環境の低下をもたらすなどの問題が起きています。

#### (2) 小樽市における景観行政の取組

小樽市では、昭和58年に、運河論争を契機に北海道で初めての「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定しました。その後、平成4年には、眺望景観を阻害するマンション建設計画を契機に、市域全域を対象とした総合的な都市景観条例である「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、



辻 景介 氏  
小樽市建設部まちづくり  
推進課主任

景観法の公布を契機に平成18年には「景観行政団体」となりました。平成20年には「小樽市景観計画」の策定に併せ、「景観条例」を改正し、平成21年4月からは、良好な都市景観の形成を推進するため、新「景観条例」を施行し、小樽らしい良好な都市景観の形成に努めます。

小樽市の屋外広告物規制ですが、街並みを構成する景観要素として「建築物・工作物」「屋外広告物」があります。これまで、小樽市では、平成4年施行の自主条例である「景観条例」で規制誘導を行ってきまし

たが、「建築物・工作物」については、平成21年の新条例により、景観法に基づく規制を行っています。一方、「屋外広告物」については自主条例に基づく規制と屋外広告物法に基づく道条例で規制を行っています。今後、屋外広告物の手続きの一元化と、法律に基づく規制を行うため、平成24年には屋外広告物法に基づく「小樽市屋外広告物条例」を制定し、小樽の地域特性に合った規制誘導を行っていきたいと考えています。

屋外広告物を設置する場合、現在、北海道には道条例に基づく「許可申請」を行い、同時に小樽市には景観条例に基づく「届出」を行うことになっています。小樽市では、景観計画により区域区分ごとに景観条例で設置基準を定め、規制誘導を行っていますが、課題として自主条例による規制誘導では、「法」による裏付けがないこと、また、形態意匠、色彩などの具体的な数値基準が定められていないことなどから、規制誘導にも限界がありました。

こうした課題の解決に向けて、法に基づく条例への移行の検討や具体的な形態意匠、色彩などの基準を示すデザインコードの検討を行い、道内で初めての景観行政団体による、独自の屋外広告物条例の制定に向けて検討を進めてきました。

小樽市独自の屋外広告物条例の制定に向けて、平成21年に国土交通省の「地域景観づくり緊急支援事業」を活用し、「屋外広告物のデザインコード（案）」を策定しました。案では、区域区分を小樽市景観計画に基づき、大きく「小樽歴史景観区域」「市域全域」「禁止地域」の三つに区分しています。屋外広告物の「高さ」の「許可基準（案）」は歴史的景観地域（小樽歴史景観区域内の地域）では高さ15m以下とする基準を、ま

た、「面積」の「許可基準（案）」は歴史的景観地域では一面の表示面積が35㎡以下とする基準を考えています。いずれも、これまで小樽市が指導してきた数値基準を基に、地域の景観に配慮した基準を考えています。色彩基準については、屋外広告物の「地色」部分のみ「彩度」の数値基準を定め、対象区域全て「10以下」とし、彩度が「10を超える色」を使用したい場合は、表示できる面積の基準を考えています。

平成23年度には、権限移譲について、北海道との協議を行うなどし、最終的には平成24年に「小樽市屋外広告物条例（仮称）」の施行を予定しています。

## 4 意見交換

### (1) 景観阻害物件への対応

**北海道** 「周囲の景観と調和のとれたもの」というような抽象的な景観形成基準の場合、景観阻害物件について判断が分かれたり、対応が難しいケースがあります。景観形成基準の今後の見直し等について、函館市で考えられていることがあれば教えてください。

**函館市** 今まさに、函館市の景観審議会の専門部会で、他都市の事例も参考にしながら、抽象的な表現を具体的な表現に改める方向で議論されているところです。

**黒松内町** 黒松内町では、廃屋が景観の阻害の大きな要因となっています。和歌山県で、県が廃屋の所有者に対して要請や勧告、命令を行って、その後行政代執行によって廃屋を撤去できる条例（建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例）が制定されることが先日新聞で報道されていました。このような取組が、道内あるいは全国で行われているかどうかお聞きしたい。そして、国や北海道に、このような制度づくりにぜひ取り組んでいただきたいです。



**国土交通省** 全国で5団体くらいが条例等を作っていて、ニセコ町は相当早い段階で廃屋対策の制度をつくられていたと思います。費用の面では、社会資本整備総合交付金等を有効に活用していただければと思います。

**ニセコ町** ニセコ町では、廃屋の撤去及び処理に要する費用の3分の1を補助することとしています。空き家で一番困るのは所有者の所在が不明な場合です。所有者をどう追いかけるかが課題です。

**北海道** 条例制定以前から存在する廃屋（既存不適格物件）への対応についても考えをめぐらせる必要があります。北海道としても和歌山県などの事例を研究していきたいと考えています。

**国土交通省** 和歌山県の場合は、既存不適格物件についても「命令」できる規定を条例の附則に設けていたと記憶しています。

## (2) 屋外広告物に関する地域独自のルール

**北海道** 小樽市で強制力を伴う条例化を検討していく際に、問題になった部分、小樽市の景観審議会で議論になったこと、難しかった部分などを教えてください。

**小樽市** 審議会では、屋外広告物の場合は道路沿いに設置されるものが多いため、面的な規制基準のほかに線的な規制基準を設ける必要性が指摘されました。現在はこの方向で検討を進めています。

また、色彩に関して言えば、現在の自主条例では、「高彩度又は高明度のものは避ける」という表現になっていて具体的な数値基準がないため、規制誘導に限界がありました。一番大きく目立つのは地色が赤だったり黄色だったりする場合なので、まずは、地色部分のみ彩度の数値基準を定める方向で検討しています。

いずれにしましても、今後パブリックコメントを実施し決定していく予定です。

**国土交通省** 羊蹄山麓地域では、後志総合振興局と羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会が地域住民、事業者、行政機関と連携して、「羊蹄山麓景観広告ガイドライ

ン」を平成21年度末に作成しています。その後の地域の動きについて教えてください。

**後志総合振興局** ガイドラインの普及推進に向けて取り組んでいます。平成22年度から、ニセコ町全域と倶知安町ひらふ地域の2カ所で、地域独自の広告サインのルールの作成に向け、地域の方々と勉強会やワークショップを行っています。

これ以外では、真狩村で花による景観づくりのセミナーを今年の6月に開催しましたし、喜茂別町では公共サインの整備をガイドラインに基づいた方向で整備をしていこうという動きがあります。

\*

北海道開発局と北海道では、道内の景観づくりに関する情報共有や関係者連携ネットワークの拠点となる「北海道景観づくりポータルサイト」を昨年6月に開設し、共同で運営しています。第2回北海道景観行政団体等連携会議の詳細情報についても掲載していますのでぜひご覧ください。

※ 北海道景観づくりポータルサイト

[http://www.hkd.mlit.go.jp/zygyoka/z\\_jigyoku/toshi/keikansite/index.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zygyoka/z_jigyoku/toshi/keikansite/index.html)